

成田市自動体外式除細動器（AED）貸出し要領

（目的）

第1条 この要領は、市民が参加する各種行事において、参加者等が突然の心停止状態に陥った場合の救命活動に備え、当該行事を主催する団体に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことにより、安全で安心なまちづくりをより一層推進することを目的とする。

（市民）

第2条 この要領において、「市民」とは、市内に居住し、在勤し、又は在学するものをいう。

（貸出しを行う場合）

第3条 AEDの貸出しは、次に掲げる者が市内で開催するスポーツ競技やその他の行事（以下「行事」という。）であって、市民が参加する場合に行う。

- (1) 市内の区、自治会等
 - (2) 市内で活動する団体
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者
- 2 前項の行事は、営利を目的として開催されるものを除く。

（貸出しの条件）

第4条 AEDの貸出しを受けようとする者は、医師又は普通及び上級救命講習（AEDの操作方法を含む）を終了し、その証明書等の提示ができる者（以下「講習修了者」という。）を配置しなければならない。

- 2 前項に規定する医師、講習修了者は、行事の開催中は、会場に常駐しなければならない。

（貸出しの期間）

第5条 貸出しの期間は、行事の初日の前日から行事の最終日の翌日までの期間とし、7日を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、期間を延長することができる。

（貸出しの申込）

第6条 貸出しを受けようとする者は、貸出しの期間の初日の7日前までに自動体外式除細動器（AED）借受申込書（別記様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

（維持管理）

第7条 貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、借り受けたAED（以下「借受機器」という。）を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

- 2 借受者は、借受機器をその目的以外に使用し、処分し、譲渡し、交換し、転貸し、又はその担保に供してはならない。

（費用負担）

第8条 借受機器の運搬、設置等に要する費用は、借受者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第9条 借受者は、その責めに帰すべき事由により、借受機器を紛失し、又は棄損したときは、借受機器と同種のもの又は市長が相当と認めた金額をもって、賠償しなければならない。

(市の免責)

第10条 市長は、借受機器の使用により生じた事故等の責任については、一切の責任を負わない。

(報告)

第11条 借受者は、行事終了後すみやかに、自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書（別記様式第2号）により市長に速やかに報告しなければならない。（市の免責）

(返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受機器を返還させることができる。

- (1) 借受者が借受機器を必要としなくなったとき。
- (2) 市長が特に必要があると認めたとき。

(その他)

第12条 この要領の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成31年2月25日成危第1599号）

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日成危第157号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。